

# 平成25年度 第2回 堺市障害者自立支援協議会

## 議事概要

---

日時	平成25年9月27日(金) 午後1時30分～4時30分
場所	堺市総合福祉会館 5階 第3研修室
出席者 (敬称略)	三田、黒木、河野、中島、林、柏木、松林、小林、所、隅野、光齋、矢嵜、佐久間、井上、保井、増田、前田、茅原、丸野、藤原、奥田、京井、福井、吉村、高田
欠席者	吉川、大西
代理出席	澤田【代理：中川】、藤原(明)【代理：山元】、神原【代理：竹内】、植西【代理：増田】
事務局(障害施策推進課)	八木、大塚、辻、西岡
事務局補助(総合相談情報センター)	田淵、上田
傍聴者	6名

---

### 1. 区協議会及び部会等における途中経過の報告について

#### I 区協議会 資料1

- ・各区協議会から資料に沿って報告。

##### 【意見・情報交換】

- ・南区では今年度、専門機関の参加については年2回とし、必要に応じて別途、参加依頼をするという形態に変更したところである。ほかの区の状況を教えてほしい。
  - ⇒【区協議会から】従来どおり毎月参加しているが、話し合う内容によっては全くかわりのない専門機関があることや、出席率の低い専門機関も出てきており、全区への出席は負担も大きいと考えられることから、検討の必要性を感じている。
  - ⇒【区協議会から】毎月の参加ではあるが、会議の内容を前半と後半に分け、前半のみ参加していただいている。
  - ⇒【区協議会から】専門機関の参加のあり方についてはかなり議論があった。その中で、その専門機関に直接関係のないテーマであっても、勉強になるので参加したいという専門機関からの声も多く、また、できるだけ顔を合わせて議論することでスムーズな連携ができるという意味では、参加は必要であると考えている。ただし、ワーキンググループに分かれて議論する際には、テーマに応じてどのグループに参加していただくかを個別に判断することとしている。
  - ⇒【区協議会から】構成メンバーの中には「もう少し整理をしてはどうか」といった意見もあるが、やはり協議会の趣旨としては、事例検討などを通じて各機関が連携しながら地域がより良くなるように考えていくということが基本であるため、従来どおり毎月の参加をお願いしている。

- ⇒【専門機関から】区協議会は大変貴重な情報収集や連携強化の機会であると捉えている。また、専門の分野に直接関係のないテーマであっても、こちらで実際にかかわっているケースの中にも複合的な課題があることを踏まえれば、月1回の会議に参加する意義は大きく、現状の形態を望んでいる。
- ⇒【専門機関から】各区協議会に参加することの重要性も認識しているが、一方で、職員が少ない中で全区へ毎月出席することの負担は大きく、南区のように必要なときに呼んでいただくという形態はありがたい。
- ⇒【専門機関から】これまで、地域の機関が育つための「つなぎ」の役割として参加してきたが、ある程度地域の機関が育ってきた段階においては、専門機関の役割は限定されていくものであると考えており、そういう時期が来ている区もあれば、まだまだ、これからも専門機関の参加が必要な区もあるといった違いが出てきたという印象がある。そういった状況を踏まえれば、全区に毎月参加するという形から、そろそろ、専門機関として必要性のあるテーマを議論する場合にのみ参加する形に転換していく必要があるのではないかと。
- ⇒【区協議会から】専門機関には個々のケースにおいて様々な協力をいただいているところであるが、やはり、区の協議会でのネットワークづくりと一緒に取り組んでいるということがあって初めて、そういった個別支援においても、より適切に協力し合うことができるのではないかと。
- ⇒【委員から】各区の協議会がそれぞれ特色を持ちながら展開している中、専門機関の参加について市全体で一律に決める必要はないのではないかと。ネットワークというものはメンバーが予め固まっているものではないので、各区の協議会が主体性を持って決めていくことが重要ではないかと。
- ⇒【委員から】雑談から物事が進むことも多く、お互いにそうした雑談ができるような場という観点からも、区の協議会は重要な役割を果たしているのではないかと。
- ・中区の「作業所交流会」のテーマとして「専門機能OT（＝作業療法士）の活用」が挙げられていたが、やはり、日常の支援の中で気づかないうちに間違った支援になってしまっているようなことも多いのではないかと考えられるため、非常に重要なことであると感じている。また、中区では訪問看護事業所との交流会を予定されているとのことであるが、詳しく教えてほしい。
- ⇒OTについては今後、そういった専門的なサポートを現場の個別支援にどのように届けていくかという点について改めて議論していくことになるのではないかと考えている。また、訪問看護事業所との交流会については、昨年度の難病についての研修会の振り返りの中で、まずは難病患者の生活のしづらさや大変さ、福祉的な支援として何ができるのかを知ることから始めてはどうかという意見があり、今回の企画につながったものであるが、日程等については未定。
- ・民生委員とのつながりということも1つの重要なテーマとなっている。
  - ・堺区では障害当事者部会委員もメンバーとして参加しているほか、他の区においても当事者との交流会を開催するなど「当事者の声」を意識した取り組みが行われているが、その中でどのような反応があったかについて教えてほしい。

⇒「何のために議論しているのか」という原点に立ち戻り、支援者のための議論にならないようにするには、やはり当事者の声が一番であると感じている。中区では、5月の指定相談支援事業所交流会において、実際に指定相談支援を利用している精神障害の当事者に来ていただき、お話をしていただいた後にグループに分かれての話し合いを行った。そういった当事者の視点は絶対に外してはならないと考えており、今後も引き続き、様々な当事者の声を聞く機会を設けていきたい。

## II 障害当事者部会 資料2

### 【部会長から】

- ・6月には「災害」をテーマに、災害時要援護者リストの担当課である障害者支援課にもオブザーバーとして参加していただく形で議論を行った。その中で、災害時要援護者リストの対象となる障害者が重度の人だけに限定されていることについて疑問を感じた。
- ・8月に開催した地域活動支援センターとの交流会では、センターの周知が十分になされていない点が課題として明らかとなったが、実際に交流会の場でも、センター間のみで名刺交換がなされ、当事者に知ってもらおうという姿勢が感じられなかったという意見があった。
- ・9月にはグループホーム事業者への研修に協力する形で、「利用者の視点」からの意見の発信を行ったところである。また、11月のホームヘルパー事業者への研修についても同様の協力を行う予定である。
- ・11/2（土）には、委員以外の当事者の意見を聞く場を設けることを目的とした当事者交流会を開催予定。なお、昨年度の交流会はグループホーム利用者を対象として開催したが、今年度は対象者やテーマを限定せず、幅広い意見を聞くことができるような交流会としている。本日、チラシを配付させていただいたので、当事者への案内についてご協力をお願いしたい。
- ・今年度の後半においては、あまりテーマを絞らずに、例えば、南海電鉄の駅の無人化についての問題など、様々な課題について幅広く話し合いたいと考えている。
- ・昨年度開設した当部会のブログについて、前回の協議会においてご紹介させていただいたところであるが、その後も記事を追加しているので是非ご覧いただきたい。

### 【意見・情報交換】

- ・地域活動支援センターとの交流会について、せっかくの交流会なのに、あまり交流しようという姿勢が感じられなかったという意見があったとのことであるが、対等な視点ではなく「支援する側とされる側」という意識がセンターにあるのであれば非常に残念であり、そういった意識を変えていく必要があると感じた。

## III 地域生活支援部会 資料3

### 【部会長から】

- ・6月のテーマは「指定相談支援」ということで、市内の指定相談支援事業者のうち2か所の事業者にごゲストとして参加していただいた。その中で、まず事業者の立場とし

て、事務処理の煩雑さ、あるいは、そもそも収入が不安定で成り立たないといった意見のほか、相談支援相談員の立場として、事業所数は徐々に増えてはいるが、経験年数の浅い人が多いという意見のほか、事業所の中で1名のみの配置となっている所も多く、孤立しやすいといった意見があった。また、利用者の立場で言えば、そもそも制度が変わったということを知らない人が多いのではないかという指摘のほか、サービス提供事業者の中にも制度変更を知らない事業者が多いといった意見があった。その他、区役所に提出されている計画やモニタリングの書類について、きちんチェックされているのだろうかといった意見もあった。

- ・ 8月には「金銭管理」をテーマに議論を行った。ゲストとして、社会福祉協議会以外で金銭管理事業を行っている2か所のNPO法人に参加していただき、各法人における取組内容を踏まえて話し合った結果、金銭管理については本来、公的に支援されるべきものであるが、それだけではカバーしきれない現状があるという認識について共有されたところである。その上で、民間で行われてきた金銭管理が信頼される仕組みとなるためにはどうすればよいのかについて考えていく必要があるのではないかというような議論となった。そのためには、民間で行う金銭管理事業の運営が成り立つための方策、あるいは、金銭管理が適正に行われているかどうかをチェックする仕組みといったものについて検討していく必要があると考えられる。その他、身体障害者への金銭管理についても実際のニーズは多いという意見や、グループホームや入所施設における金銭管理についてもまだまだ見えていない部分があるのではないかという意見、財産管理の選択肢を増やすため成年後見制度をより身近にしていける必要があるのではないかという意見もあった。また、金銭管理については昨年度から引き続き部会の中で議論してきたところであるが、このテーマについて検討していく場については、自立支援協議会の枠組みにこだわるのではなく、例えば、社会福祉協議会において検討の場を設けていただくなど、何らかの形で必要なのではないかと考えられる。なお、社会福祉協議会からの意見として、堺市の日常生活自立支援事業の利用者のうち7割が障害者であるという実態を踏まえ、市の所管としては高齢者部局となっているが、障害者部局にも事業の充実に向けた後押しをお願いしたいという要請もあるので、そういった点についても引き続き検討をお願いしたい。
- ・ 10月の部会においては再度、「指定相談支援」をテーマに議論する予定であるが、その際には、さらにテーマを絞った形で進めていきたいと考えており、まずは、地域定着支援の問題について、市から現在の状況を情報提供していただくほか、相談支援専門員の研修に関する状況についても市から情報提供していただく予定である。また、大阪府の相談支援従事者養成研修については、今年度から民間の研修事業者の指定という形に変更され、府内2か所で実施される予定であるが、それについても情報提供していただく。なお、1回目の議論の中で出された「事務処理の煩雑さ」という課題について、先日、市の担当者と一緒に、市独自の様式を導入している西宮市役所を訪問してお話を伺ったところである。この件については次回の部会で報告させていただく予定であるが、西宮市では、事務負担を軽減するためではなく、あくまで本人中心の計画を作るために、独自様式の作成を含めた取り組みを進めているとのことであり、

やはり堺市としても、利用者のためにという視点で話し合っていきたいと考えている。その他、区役所の担当者にも参加していただき、提出されている計画がどのように活用されているのかという点についても聞かせていただく予定である。おそらく、次回で議論が完結するという事にはならないと思うので、継続した話し合いの場が必要ではないかと考えているところである。

- ・ 1月の部会においては「介護保険への移行」をテーマに議論する予定となっている。

#### 【意見・情報交換】

- ・ 金銭管理について、民間でやむを得ず実施している法人に対して何らかの形で支援できるような仕組みが必要。
- ・ 指定相談支援について、先日、相談支援従事者養成研修の受講申込を行ったところであるが、受講定員が少なく、当法人においてはほぼ「全滅」であった。このような状況では計画相談支援の対象者拡大は難しいのではないかと。

#### IV 研修担当 **資料4**

- ・ 事務局補助から資料に沿って報告。

#### V 事務局 **資料5～7**

- ・ 事務局から資料に沿って報告。

## 2. 障害者虐待防止について（状況報告） **資料8**

### 【事務局から】

- ・ パンフレット及び資料に沿って報告。
- ・ 平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、約1年が経過した。
- ・ 堺市における通報から対応までの流れとして、まず、虐待の通報や届出の受付については、本庁課（障害施策推進課）に設けられている障害者虐待対応チームで行っている。チームの体制としては現在、専任4名、兼務4名の合計8名。受付後は直ちにコア会議を招集することとなるが、コア会議のメンバーとしては、障害者虐待対応チーム、区の担当課や障害者基幹相談支援センター、専門機関として障害者更生相談所やこころの健康センター、場合によっては本庁の障害者支援課や精神保健課といった構成となる。コア会議については、初動対応における非常に重要な会議と位置付けており、ここで通報内容を確認し、情報収集を行った上で、対応方針や役割分担、対応の期限や手段等を決定することとなる。それをもとにケース会議を開催し、様々な情報を持ち寄り、かかわっていく。場合によっては立ち入り調査といったことも考えられるが、今のところ事例はない。このケース会議で具体的な支援方法について検討した上で、短期入所等の緊急対応のほか、養護者への支援も含めた様々な支援を行い、最終的には終結という形となるが、その後も支援をつないでいくこととなる。
- ・ これまで取り組んできた中で、まず、虐待を未然に防ぐような積極的なアプローチをしていくことが重要であるほか、待ちの姿勢にならないよう、早期発見、早期対応を

心がけていくこと、あるいは、障害者の安全確保を最優先するということが、障害者本人の自己決定への支援、養護者への支援も大切であると感じている。また、関係機関との連携や、どのように役割を分担してかかわっていくかということも非常に重要なキーワードであると考えている。

- ・資料には、昨年度の実件数として69件という記載があるが、これは、法施行前の半年間を含めた平成24年4月～平成25年3月の1年間の通報件数である。その内訳としては、施行前の半年間で14件、施行後の半年間で55件。また、今年度においては、毎月10件前後の通報件数となっている。

#### 【意見・情報交換】

- ・昨年度の対応件数のうち、一時保護を行った件数が9件となっているが、どのような機関に保護されたのかを教えてほしい。また、「虐待あり」が28件、「虐待なし」が9件、「虐待の判断に至らず」が4件となっているが、虐待の有無について、誰がどのように判断するのか。

⇒一時保護については、例えば、短期入所施設のほか、DV（配偶者等からの暴力）に該当するケースも多く、本人の希望によりDVの一時保護施設に保護することもある。また、虐待の有無についての判断は難しく、すぐには結論が出ない。コア会議やケース会議を経て具体的な支援を進めていく中で、関係者とともに判断することとなるが、中には判断に至らないケースもある。

- ・対応策を検討するためには、資料にあるようなデータだけでなく、例えば、どのような障害種別の場合にどのような種類の虐待が多いのかといった、それぞれのデータを組み合わせた形の統計も必要なのではないか。

### 3. 課題の整理について 資料9

#### 【事務局補助から】

- ・資料のとおり課題整理表の更新を行ったところである。

### 4. その他（情報交換等）

#### 【北区協議会から】

- ・北区において現在支援している非常に難しいケースの1つについて、事例検討ではなく情報共有という形で紹介させていただきたい。
- ・成人してから遷延性意識障害となったケースで、現在は入院中であり、地域生活への移行に向けての支援をしているところであるが、利用できるサービスが非常に少ないということが課題となっている事例である。
- ・具体的には、まず、1級の身体障害者手帳を所持しているものの、呼吸器機能障害ということで訪問入浴や重度訪問介護が利用できず、医師からは半年たたなければ手帳の書き換えはできないと言われているため、それまでの間、とりあえず訪問看護と居宅介護を利用する形で地域移行を進めようとしているところである。

- ・さらに大きな課題として、遷延性意識障害となったのが18歳以上であるために療育手帳が交付されず、重症心身障害者の要件に該当しないことから、短期入所の「医療型（療養介護）」の支給決定が受けられず、医療型の短期入所が利用できないという問題がある。そのため、病院へのレスパイト入院を短期入所代わりに利用せざるを得ない状況となっている。
- ・北区だけでなく堺区においても、成人してからの交通事故の後遺症により同様の状況となっているケースが出てきており、こういった人たちの地域での生活をいかに支援していくかということと考えた場合、短期入所の「医療型（療養介護）」の支給決定を受けることができればもう少し枠が広がるのではないかとということで、北区のケースについては現在、障害者支援課にもチームに入ってもらっている。
- ・こういった事例があるということを是非知っていただき、一緒に考えていただきたいと考えている。

**【委員から】**

- ・健康福祉プラザ内に昨年度から開設されている「ベルデさかい」について、対象者を重症心身障害者のみに限定するのではなく、医療的ケアを必要とする重度障害者も利用できるようにすべきではないか。  
⇒「ベルデさかい」の利用対象者をどうするかといった議論だけでなく、その施設を拠点とした医療体制を構築し、地域全体を支援していくことについての議論も必要ではないか。

**次回** 平成26年2月28日（金） 13：30～16：30 市役所地下1階大会議室